

預金保険機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

理事長及び理事の報酬については、平成10年9月以降、特殊法人等の役員の給与についての一連の閣議決定に従い、国家公務員(指定職)の水準に準じて適正な水準となるよう決定している。
監事の報酬については、他の政府関係機関における非常勤監事の勤務実態及び報酬額等を参考にして決定している。

② 平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬は、人事院勧告に基づく「一般職の職員の給与に関する法律」の改定に準拠し、役員給与規程の改定を行い、当該規程に基づいて役員報酬を支給することとしている。業績給については導入していない。

③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

理事長

役員報酬支給基準は、月額、特別手当から構成されている。月額については、預金保険機構役員給与規程に則り、本給(1,129,000円)に地域手当(225,800円)を加算して算出している。特別手当についても、預金保険機構役員給与規程に則り、特別手当基準額(本給+地域手当+本給×100分の25+本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額)に6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の175を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成28年度では、人事院勧告に基づく給与法の改正に準拠した地域手当率の引き上げ及び特別手当支給率の引き上げ(年間0.1ヶ月分)を実施した。

理事

役員報酬支給基準は、月額、特別手当から構成されている。月額については、預金保険機構役員給与規程に則り、本給(838,000円)に地域手当(167,600円)を加算して算出している。特別手当についても、預金保険機構役員給与規程に則り、特別手当基準額(本給+地域手当+本給×100分の25+本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額)に6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の175を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成28年度では、人事院勧告に基づく給与法の改正に準拠した地域手当率の引き上げ及び特別手当支給率の引き上げ(年間0.1ヶ月分)を実施した。

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は、月額のみである。月額については、預金保険機構役員給与規程に則り、非常勤役員手当月額(154,000円)である。

2 役員の報酬等の支給状況

| 役名 | 平成28年度年間報酬等の総額 | | | | 就任・退任の状況 | | 前職 |
|-------------|----------------|--------------|-------------|----------------------------------|----------|-------|----|
| | 千円 | 報酬(給与) | 賞与 | その他(内容) | 就任 | 退任 | |
| 理事長 | 千円 22,458 | 千円 13,548 | 千円 6,201 | 千円 2,709 (地域手当) | | | *※ |
| A理事 | 千円 16,801 | 千円 10,056 | 千円 4,602 | 千円 2,011 (地域手当) 131 (通勤手当) | | | * |
| B理事 | 千円 16,731 | 千円 10,056 | 千円 4,602 | 千円 2,011 (地域手当) 62 (通勤手当) | | | |
| C理事 | 千円 16,918 | 千円 10,056 | 千円 4,602 | 千円 2,011 (地域手当) 248 (通勤手当) | | | ※ |
| D理事 | 千円 15,720 | 千円 9,218 | 千円 4,602 | 千円 1,843 (地域手当) 56 (通勤手当) | | 2月28日 | ◇ |
| E理事 | 千円 1,062 | 千円 838 | 千円 0 | 千円 167 (地域手当) 57 (通勤手当) | 3月1日 | | ◇ |
| 監事 (非常勤) | 千円 1,848 | 千円 1,848 | 千円 0 | 千円 0 | | | |

注1:「平成28年度年間報酬等の総額」欄と各内訳の合計の不一致は、端数処理によるものである。

注2:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注3:「前職」の「※」は独立行政法人等の退職者、「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「*※」は退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後、役員となったことを示す。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

理事長

理事長の報酬については、平成10年9月以降、特殊法人等の役員の給与についての一連の閣議決定に従い、国家公務員(指定職)の水準に準じて適正な水準となるよう決定している。また、人事院勧告に基づく「一般職の職員の給与に関する法律」の改定に準拠し、役員給与規程の改定を行っており、その報酬水準は妥当なものと認められる。

理事

理事の報酬については、平成10年9月以降、特殊法人等の役員の給与についての一連の閣議決定に従い、国家公務員(指定職)の水準に準じて適正な水準となるよう決定している。また、人事院勧告に基づく「一般職の職員の給与に関する法律」の改定に準拠し、役員給与規程の改定を行っており、その報酬水準は妥当なものと認められる。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

監事の報酬については、平成11年9月に、他の政府関係機関(沖縄振興開発金融公庫及び日本政策金融公庫)における非常勤監事の勤務実態及び報酬額等を参考にして決定しており、その報酬水準は妥当なものと認められる。

【主務大臣の検証結果】

預金保険機構は、金融機関の破綻処理や債権回収など、多岐にわたって専門性が求められる業務を行っており、その役員については、金融業務や倒産法制、債権回収などの高度な専門知識を有する人材が求められている。そうした中で、預金保険機構においては、特殊法人等の役員の給与についての一連の閣議決定に従い、国家公務員(指定職)に準じた水準にすることとし、人事院勧告に準じて給与規程の改定を行うなど、給与水準の適正化に努めている。

4 役員の退職手当の支給状況(平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

| 区分 | 支給額(総額) | 法人での在職期間 | 退職年月日 | 業績勘案率 | 前職 |
|-----|---------|----------|-------|-------|----|
| 理事長 | 該当者なし | | | | |
| 理事 | 該当者なし | | | | |
| 監事 | 該当者なし | | | | |

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

| 区分 | 判断理由 |
|-----|-------|
| 理事長 | 該当者なし |
| 理事 | 該当者なし |

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

業績給については、現在導入していない。今後国の動向を踏まえ、導入の是非等を検討する。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

職員の俸給については、一般職の職員の給与に関する法律(以下、「給与法」という。)の適用を受ける国家公務員と同様に職務の内容と責任に応じて決定している。また、国等からの出向者についても、それぞれの出向元での給与を基準として、機構に採用する際に給与を決定している。

人件費管理については、認可された予算の範囲内で適正に管理している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績に応じて、国家公務員と同様に、昇給、昇格及び賞与のうち勤勉手当の額に反映させている。

③ 給与制度の内容及び平成28年度における主な改定内容

預金保険機構職員給与規程に則り、俸給及び諸手当(特別調整給、職能手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、深夜勤務手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基準額(俸給+扶養手当+地域手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に期別支給割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給+地域手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に勤勉手当の支給実施要領に定める基準に従って定める割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

平成28年度における主な改定内容は、人事院勧告に基づく給与法の改正に伴う、俸給表の改正、地域手当率の引き上げ及び勤勉手当支給月数の引き上げ(年間0.1ヶ月分)である。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 平成28年度の年間給与額(平均) | | | |
|--------|------|-------|------------------|---------|-------|---------|
| | | | 総額 | うち所定内 | | うち賞与 |
| | | | | うち通勤手当 | | |
| 常勤職員 | 235人 | 47.4歳 | 9,014千円 | 6,560千円 | 150千円 | 2,454千円 |
| 事務・技術 | 215人 | 47.4歳 | 9,103千円 | 6,557千円 | 159千円 | 2,546千円 |
| 指定職 | 8人 | 42.5歳 | 13,388千円 | 9,714千円 | 131千円 | 3,674千円 |
| 民間出向職員 | 12人 | 50.4歳 | 4,500千円 | 4,500千円 | 0千円 | 0千円 |
| 嘱託職員 | 該当なし | | | | | |

| | | | | | | |
|------|-----------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 在外職員 | 人 該当なし | 歳 - | 千円 - | 千円 - | 千円 - | 千円 - |
|------|-----------|--------|---------|---------|---------|---------|

| | | | | | | |
|--------|-----------|-----------|-------------|-------------|-----------|-------------|
| 任期付職員 | 人 8 | 歳 63.3 | 千円 7,326 | 千円 5,327 | 千円 248 | 千円 1,999 |
| 事務・技術 | 人 該当なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 指定職 | 人 該当なし | 歳 - | 千円 - | 千円 - | 千円 - | 千円 - |
| 民間出向職員 | 人 該当なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 嘱託職員 | 人 8 | 歳 63.3 | 千円 7,326 | 千円 5,327 | 千円 248 | 千円 1,999 |

| | | | | | | |
|--------|-----------|-----------|-------------|-------------|-----------|-------------|
| 再任用職員 | 人 18 | 歳 63.3 | 千円 7,908 | 千円 5,739 | 千円 204 | 千円 2,169 |
| 事務・技術 | 人 18 | 歳 63.3 | 千円 7,908 | 千円 5,739 | 千円 204 | 千円 2,169 |
| 指定職 | 人 該当なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 民間出向職員 | 人 該当なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 嘱託職員 | 人 該当なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

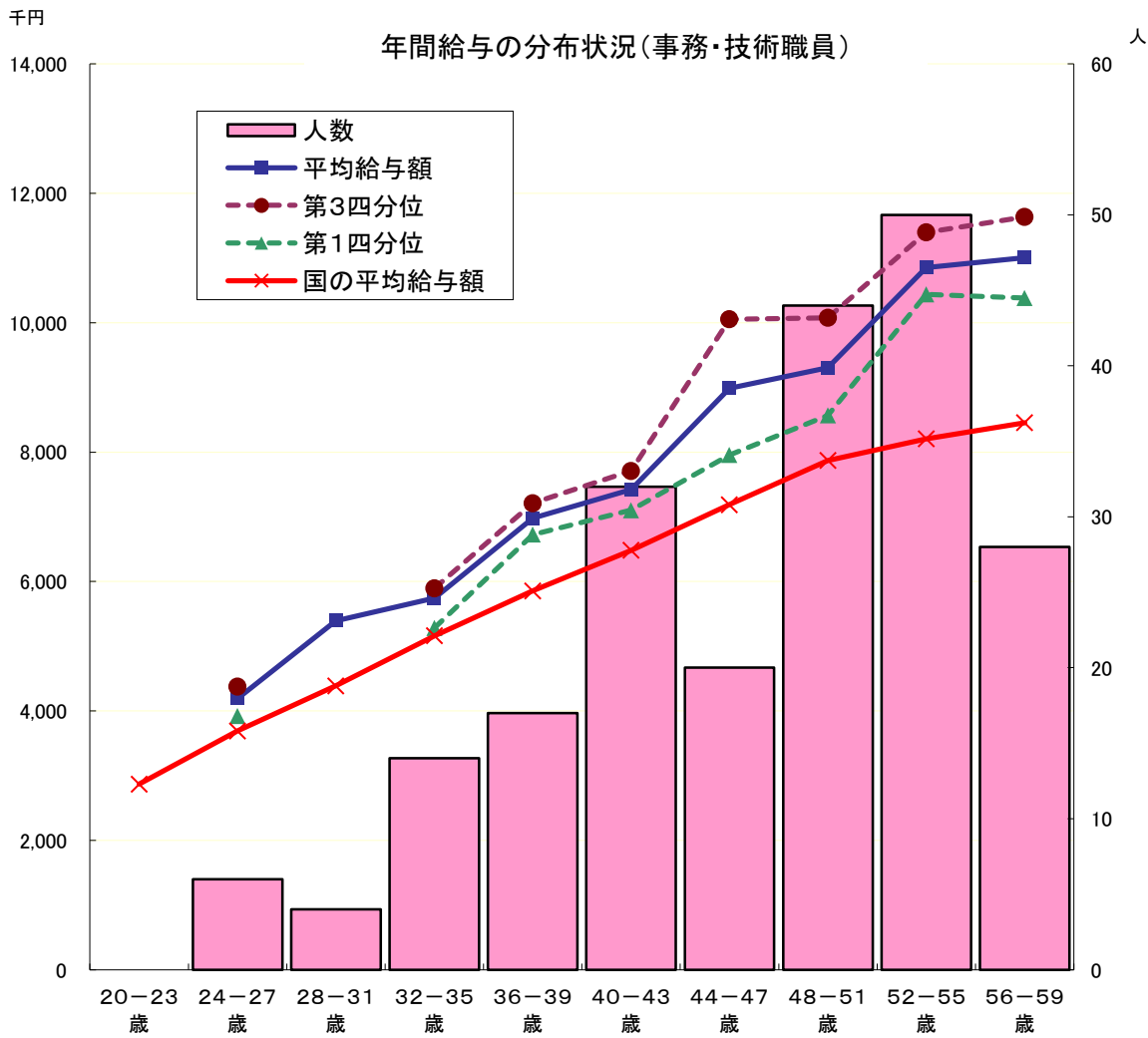
| | | | | | | |
|--------|-----------|---|----|----|----|----|
| 非常勤職員 | 人 該当なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 事務・技術 | 人 該当なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 指定職 | 人 該当なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 民間出向職員 | 人 該当なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 嘱託職員 | 人 該当なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

注1: 常勤職員については、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 指定職員とは国の行政職(二)相当の者、民間出向職員とは金融機関等からの出向者、嘱託職員とは期間を定めて任用した者(国の行政職(二)相当の者を除く)をいう。

注3: 研究職、医療職、教育職に該当者がいないため、記載を省略した。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)
 [在外職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。
 注2: 年齢28-31歳の該当者は4人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3四分位は表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 年間給与額 | |
|-------------|----|------|--------|---------------|
| | | | 平均 | 最高～最低 |
| 部長・同相当職 | 4 | 56.3 | 13,454 | - |
| 次長・同相当職 | 27 | 55.5 | 11,591 | 12,850～10,055 |
| 課長・同相当職 | 62 | 52.5 | 10,544 | 11,548～6,570 |
| 課長補佐・同相当職 | 40 | 50.0 | 8,722 | 9,860～7,919 |
| 係長・同相当職 | 73 | 40.5 | 7,026 | 10,220～4,975 |
| 係員 | 9 | 27.6 | 4,537 | 5,510～3,923 |

注: 「部長・同相当職」の該当者は4人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額のうち最高～最低額は表示していない。

④ 賞与(平成28年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | 50.3 | 50.6 | 50.5 |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | 49.7 | 49.4 | 49.5 |
| | 最高～最低 | 54.7～40.9 | 53.9～44.8 | 54.3～44.4 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | 60.1 | 59.7 | 59.9 |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | 39.9 | 40.3 | 40.1 |
| | 最高～最低 | 48.4～36.9 | 50.4～37.1 | 49.5～37.0 |

3 給与水準の妥当性の検証等

(事務・技術職員)

| 項目 | 内容 |
|-------------------------|--|
| 対国家公務員 指数の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 123.6 ・年齢・地域勘案 107.2 ・年齢・学歴勘案 118.7 ・年齢・地域・学歴勘案 103.4 |
| 国に比べて給与水準が 高くなっている理由 | <p>1. 当機構の勤務地は東京及び大阪のみであり、全職員に対して東京20%、大阪16%と高い支給割合の地域手当を支給しているため。</p> <p>2. 金融機関の破綻処理等の業務の特殊性から、金融の実務経験者、金融システム精通者などの高度の専門性を備えた者を採用しているため。</p> <p>3. 高度の専門性を備えた管理職経験者を管理職として採用・登用しているため。</p> |
| 給与水準の妥当性の 検証 | <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 0%】 【累積欠損額 0円(平成27年度決算(一般勘定))】 【管理職の割合 16.9%(常勤職員数413名中70名)】 【大卒以上の高学歴者の割合 82.3%(常勤職員数413名中340名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額 0.6%】 (支出総額 617,204,656,152円、給与・報酬等支給総額 3,945,095,164円:平成27年度決算)</p> <p>(法人の検証結果) 金融機関の破綻処理等の業務の特殊性から、金融の実務経験者、金融システム精通者などの高度の専門性を備えた者を採用しているため、管理職や大卒以上の高学歴者の割合が高い。 しかし、支出総額に占める給与・報酬等支給総額は0.6%と低く、国からの財政支出や累積欠損額は無い。 今年度、ラスパイレス指数については前年度と比較して概ね横ばいで推移しており、今後も引き続き国の制度改革を踏まえ、給与水準の適正化に努める必要があると考える。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 預金保険機構の給与水準が国家公務員の給与水準に比べ高くなっているのは、金融機関の破綻処理等の業務の特殊性から、金融の実務経験者、金融機関のシステム精通者などの高度の専門性を備えた者を採用していることが要因となっていると考えられる。そうした中で、預金保険機構においては、人事院勧告に準じた給与改定を行う等給与水準の適正化に努めている。</p> |

| | |
|-------|--|
| 講ずる措置 | <p>平成29年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢勘案:123.6程度、年齢・地域・学歴勘案103.4程度 目標水準:103.4程度(年齢・地域・学歴勘案)、目標期限:29年度</p> <p>勤務地(東京及び大阪のみ)の特殊性による給与水準の格差は、今後も解消は困難である。また、業務の特殊性から金融の実務経験者や高度の専門性を備えた者を採用しており、給与水準差の解消については、人材確保の観点からも困難であるが、引き続き、国の制度改革を踏まえ、給与水準の適正化に努め、年齢・地域・学歴勘案による指数が、平成28年度の水準と概ね同水準となることを目指す。</p> |
|-------|--|

4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給、独身)
月額 191,700円 年間給与 3,749,652円
- 35歳(係長・同相当職、配偶者・子1人)
月額 278,700円 年間給与 5,864,918円
- 45歳(課長補佐・同相当職、配偶者・子2人)
月額 390,700円 年間給与 8,400,016円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

業績給については、現在導入していない。今後、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の動向を踏まえ、導入の是非等を検討する。

III 総人件費について

| 区 分 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 対前年度比 |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|
| 給与、報酬等支給総額 (A) | 千円 3,277,141 | 千円 3,468,651 | 千円 3,521,218 | 千円 52,567 (1.5%) |
| 退職手当支給額 (B) | 千円 29,925 | 千円 54,125 | 千円 50,174 | 千円 ▲ 3,951 (▲7.3%) |
| 非常勤役職員等給与 (C) | 千円 60,669 | 千円 86,923 | 千円 91,076 | 千円 4,153 (4.8%) |
| 福利厚生費 (D) | 千円 441,891 | 千円 485,963 | 千円 497,514 | 千円 11,551 (2.4%) |
| 最広義人件費 (A+B+C+D) | 千円 3,809,627 | 千円 4,095,663 | 千円 4,159,984 | 千円 64,321 (1.6%) |

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」の増減要因

①給与、報酬等支給総額

前年度比52,567千円(1.5%)については、国家公務員の給与改定に準拠した給与支給額の増加が主な要因。

②最広義人件費

前年度比64,321千円(1.6%)については、上記の要因のほか、社会保険料等の増加が主な要因。

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、役員の退職手当については平成25年7月1日から国家公務員と同様の支給水準の引下げを行った。職員については従前より国家公務員の支給水準よりも低い支給率を適用していることから特段の措置は講じていないが、今後も国家公務員の動向を勘案しつつ、引き続き適正な水準を維持していく。

IV その他

[特になし]